

《論 説》

天皇の代替わりと日本国憲法の立場

山 内 敏 弘

I はじめに

1989年1月7日、裕仁天皇が死去し、明仁皇太子が、新たに皇位を継承した。この、日本国憲法の下でのはじめての天皇の代替わりが、はたしてどのような形で行われるのか、それがはたして日本国憲法の精神を十分に踏まえた形で行われるかどうかは、かねてから多くの人々の注目するところであったが、劍璽等承継の儀をはじめとしてこれまでなされてきた一連の儀式を見た限りでは、残念ながら、それは日本国憲法の趣旨を生かした形で行われたとは、到底言えないようと思われる。また、これから行われる予定の即位の礼や大嘗祭も、伝えられる通りにそれが行われるとすれば、日本国憲法の立場からすれば、容認することができない内容を含んでいるように思われる。

改めて指摘するまでもなく、日本国憲法の下で天皇は、主権者たる国民の総意にその存立の基礎を置く単なる象徴であって、かつての明治憲法下におけるような統治権の総攬者でもなければ、いわんや現人神でも決してない。しかも、これまた改めて指摘するまでもなく、日本国憲法は、政教分離の原則を20条と89条において明確に規定しているのである。これは、明治憲法下の神權天皇制が信教の自由をはじめとする国民のもろもろの自由を抑圧し、非合理的かつ非民主的な政治体制をもたらしたことに対する厳しい反省に基づいて採り入れられたものであるが、それにもかかわらず、天皇の代替わりに伴ってこの間に生じている一連の出来事は、このような政教分離の原則を少なからず侵害し、日本国憲法下の象徴天皇を明治憲法時代の延長線上で捉え、天皇を主権者

たる国民とは異質な特別の権威ある、あるいは神がかり的な存在と捉える傾向を少なからず助長させるものとなっているように思われる所以である。このような事態は、日本国憲法の立場からすれば、黙過することができない重大な問題といわなければならぬ。

しかも、この間に生じた一連の出来事の中で、同様に見過ごし得るのは、裕仁天皇の重病化以来国民の間に広められたいわゆる自粛ムードであり¹⁾、さらにはこれと決して無関係ではない形で発生したテロ事件、すなわち、「天皇に戦争責任がある」と発言した本島等・長崎市長が、1990年1月18日、右翼によって銃撃されて重傷を負った事件、そして大嘗祭に反対する声明を出したキリスト教主義四大学学長の一人である弓削達・フェリス女学院大学学長宅に、1990年4月22日、やはり右翼とおぼしき者によって銃弾が射ち込まれたという事件である²⁾。このようなテロ行為は、それ自体、自由で、民主的な社会の基礎とも言うべき表現の自由を根底から侵害するものであるだけでなく、天皇制を批判の許さないタブーとする、これまでにも存在していた傾向を一層増進させるものであって、国民主権下の天皇制のあり方としても決して是認し得ない事柄といわなければならない。

このような出来事が一体どうして生じているのか、そのよって来たる根本的な原因は何なのかは、掘り下げて検討しなければならない問題であるが、た

- 1) この点については、法学セミナー増刊『検証・天皇報道』(1989年、日本評論社)、朝日新聞社会部編『ルポ自粛 東京の150日』(1989年、朝日新聞社)、朝日ジャーナル編『昭和の終焉』(1989年、朝日新聞社)、マスコミ市民248—250号『特集・<天皇>とマスコミ』所収の諸論文などを参照。もっとも、このような「自粛ムード」に對抗する市民・学者達の動きが確実に存在していたこともまた決して見過ごしてはならないであろう。このような動きの一端を記録した文献として、岩波書店編集部編『ドキュメント明治学院大学1989 学問の自由と天皇制』(1989年、岩波書店)、法政平和大学マラソン講座『天皇問題を考える』(1989年、オリジン出版)、天皇制の贊美・強化に反対する共同声明運動その他編『天皇制なんかいらない』(1989年、新地平社)、監査請求住民178人編『反天皇制の市民たち 松戸市記帳所住民監査請求の記録』(1989年、柘植書房)などを参照。なお、筆者も会員の一人である全国憲法研究会会員による見解表明文である「天皇問題に関する見解」は、全国憲法研究会編『憲法問題1』(1990年、三省堂) 210頁以下および世界1989年2月号101頁に収録されている。
- 2) 本島長崎市長の発言については、本島等『長崎市長のことば』(1989年、岩波ブックレット) 5頁および言論の自由を求める長崎市民の会編『天皇制と小さな民主主義』(1990年、明石書店) 参照。また、キリスト教主義四大学学長の大嘗祭に反対する声

天皇の代替わりと日本国憲法の立場

だ、このような根本問題について明確な解答を出すことは、残念ながら本稿ではできないので、将来の課題とせざるを得ない³⁾。そこで、本稿では、とりあえず、天皇の代替わりに伴って行われている一連の儀式や出来事が、日本国憲法の立場からすれば重大な問題を含むものであることを具体的な儀式などに即して検証し、合わせて、天皇制が民衆にとって意味するものは一体何なのかについてもひとこと私見を述べておくことにする。

II 剣璽等承継の儀と即位後朝見の儀

日本国憲法と同日に施行された現行の皇室典範によれば、「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」(4条)とされており、新天皇が皇位を継承するについては、格別の儀式は、法的にはなんら要求されていないはずである。にもかかわらず、裕仁天皇が死去してから(7日午前6時33分)、わずか数時間後に(午前10時頃)、新天皇の初めての国事行為としていわゆる剣璽等承継の儀が、またそれから二日後に即位後朝見の儀が、いずれも明治憲法下の剣璽渡御ノ儀、そして践祚後朝見ノ儀を少なからず踏襲した形で行われたということは、この度の代替わり儀式の基本的な性格を端的に象徴しているといってよいであろう。

ちなみに、明治憲法時代の代替わり儀式については、承知のように、旧皇室典範と登極令が具体的な規定を設けていた。まず、旧皇室典範によれば、「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ践祚シ祖宗ノ神器ヲ受ク」(10条)とされ、この規定を受けて登極令は、附式第一編において「践祚ノ式」として具体的に賢所ノ儀、皇靈殿神殿ニ奉告ノ儀、剣璽渡御ノ儀、践祚後朝見ノ儀を定めていた。ここにおいて、賢所とは、いうまでもなく、天照大神が祀られているところであ

明文は、世界1990年6月号257頁に掲載されている。

3) このような問題を考える上で重要な文献として、全国憲法研究会編『憲法問題1』(前掲) 所収の小林直樹『明治国家と天皇制』その他の諸論文、岩波新書編集部編『昭和の終焉』(1990年、岩波書店) 所収の奥平康弘「日本国憲法と<内なる天皇制>」その他の諸論文、横田耕一『憲法と天皇制』(1990年、岩波新書)、そして渡辺治『戦後政治史の中の天皇制』(1990年、青木書店)などを参照。

り、皇靈殿とは、代々の天皇の靈が祀られているところであり、また、神殿とは、八百万の神々が祀られているところである。これら宮中三殿で、天皇が皇位の継承をまず天照大神をはじめとして代々の天皇の靈に、そして八百万の神々に報告し、合わせて三種の神器を引き継ぐ、そしてかかる後に、践祚後朝見ノ儀で内閣總理大臣をはじめとする臣民達に即位を宣言し、かつ臣民達に服従と忠誠を誓わせる。これが、明治憲法時代の「践祚ノ式」のあらましであったのである⁴⁾。

（1）剣璽等承継の儀について

この度の代替わりに際しては、さすがに賢所ノ儀と皇靈殿神殿ノ儀は、公的な儀式として行うことはできないので、皇室の私的な儀式として行われたが、しかし、これらと同様に宗教的色彩をもつはずの剣璽渡御ノ儀が、剣璽等承継の儀としてわずかに名前と形式を変えただけで国事行為として行われたのである。このことは、三種の神器が、天孫降臨の際に天照大神から皇孫ニニギノミコトに授けられ、代々天皇に継承されてきたという、それ自体神話に基づくものであることからしても、皇位の継承を神話や国家神道と結び付けるものであって、日本国憲法の立場からは、認めることができないものと言わざるを得ないのである。

しかも、このような儀式は、現行の皇室典範にはなんら規定されてはおらず、そのように規定がないことについてはそれなりの理由が存在していたのである。皇室典範の制定が審議された議会において、政府はつぎのように答えていたのである。「三種の神器に付て申しますると、是は皇位の継承であるとして伝えられてきた、皇位のある所に三種の神器が帰属すると云ふことは、古来の長い間の慣習であると云ふことは固より承知して居りますけれども、併し其の中身は多分に宗教的なるものを織込んで居りまして、之を現実

4) 明治憲法下の「践祚ノ式」については、帝国学士院編『帝室制度史第四卷』（1940年、ヘラルド社）1頁以下参照。なお、戦前にあって、「践祚ノ式」や大嘗祭などについて、国民向けに書かれた解説書として、三浦周行『即位礼と大嘗祭』（1914年、京都府教育会）、神谷初之助『国民必携大典義解』（1915年、吉川弘文館）、関根正直『即位礼大嘗祭大礼要話』（1928年、六合館）などがある。

の、謂わば俗的政治の面に規定をすることは避けなければならぬと思ふ訳であります、でありますから、此の皇室典範の上におきまして左様な規定を置かなかつた訳であります⁵⁾。このような政府の意向を踏まえて当時の国会が、あえて皇室典範に剣璽等承継の儀を規定しなかつたことからすれば、今回、このような国会の意向をいっさい斟酌することなく、いわば政府と宮内庁の一存で剣璽等承継の儀を国事行為として行ったことは、議会制民主主義の原則をも無視したやり方であったとも言わざるを得ないのである⁶⁾。

なお、剣璽等承継の儀を国事行為として行うことの根拠を、政府は、「皇位とともに伝わるべき由緒ある物は、皇位とともに、皇嗣が、これを受けける」とする皇室経済法7条に求めており⁷⁾、これと同趣旨の見解も見られるが⁸⁾、しかしこのような見解は、なんらの説得力をも持ち得ないと思われる。なぜならば、皇室経済法はあくまでも皇室の経済・財政に関する事項を規定した法律であって、そこには皇室の「私的経済行為」や「内廷費」のように、皇室の私的経済生活に関わる規定もあるのである。したがって、皇室経済法7条のような規定があるからと言って、そのことから「由緒ある物」の引き渡しが公的行為の性格を帯びてくるなどということは、到底言い得ないのである。ちなみに、裕仁天皇の遺産相続に際して、「三種の神器」の他に「聖徳太子画像」の掛け

5) 第91帝国議会貴族院皇室典範案特別委員会議事速記録第2号(1946年12月17日) 6頁。なお、同衆議院議事速記録第6号(1946年12月6日) 64頁でも、金森國務大臣は、「(三種の神器に関する規定を皇室典範に設けなかつた)主たる理由は、三種の神器は一面におきまして信仰ということと結びつけておる場面が非常に多いのでありますから、これを皇室典範そのものの中に表わすことは必ずしも適当でないというふうに考えまして、皇室典範の上にその規定が表われてはいないわけであります」と答弁している。

6) 憲法7条10号にいう「儀式」として具体的にどのような儀式を行うことが認められるかは、内閣の一存で決められてよいものではないであろう。事柄は、国政の根本にも関わってくることからして、国会の立法事項とするのが本来のあり方であろう。もちろん、憲法41条にいう「立法」の意味については、さまざまの見解があるが(この点については、芦郎信喜『憲法と議会政』<1971年、東京大学出版会> 255頁以下参照)、私は、西ドイツの判例でも採用されている見解、すなわち国政や国民の人権に関わる「本質的(wesentlich)」あるいは「根本的(grundsätzlich)」な問題については「立法」によることを要するとする見解を探りたい(BvefGE 40, 237: 49, 89)。

7) 朝日新聞1989年1月7日夕刊。

8) 皇室法研究会編『現行皇室法の批判的研究』(1987年、神社新報社) 102頁以下。

軸なども「由緒ある物」に含まれるとされて相続税を免除されることになったという⁹⁾。政府見解からすれば、これら掛け軸の引き渡しも国の公的行為とされてしまうという、奇妙な結果になってしまふと思われるが、どうであろうか¹⁰⁾。

（2）即位後朝見の儀について

さらに、1月9日に行われた即位後朝見の儀も、明治憲法時代の践祚後朝見ノ儀を少なからず踏襲したものとなったことは、否定し得ないところであろう。たしかに、この儀式についても、名前は、少しばかり変えられたし、また、実際の儀式において、新天皇が「日本国憲法及び皇室典範の定めるところにより、皇位を継承しました」と述べ、皇位継承の根拠が神勅ではなく、日本国憲法であることを明らかにしたこと、そして同時に「皆さんとともに日本国憲法を守り」と述べて、日本国憲法の遵守を表明したことは、明治憲法下の践祚後朝見ノ儀とは、明らかに相違した点であるということができよう。この点を評価するに私も決して吝かではないが、しかし、一步踏み込んで検討すればこのような天皇の言葉にも決して問題がなかったわけではない¹¹⁾だけではなく、さらにより基本的に儀式そのものが、「朝見の儀」という、君主と臣下の関係を前提とし、臣下が君主に忠誠を誓う形態を踏襲して行われたということ自体、国民主権下の皇位継承の儀式としては、ふさわしくなかったと言わざるを得ないと思われる。ちなみに、即位後朝見の儀がそのような性格を帯びたものであったことは、天皇の「お言葉」に対する「奉答文」で、竹下首相が「国民一同、……天皇陛下を国民統合の象徴と仰ぎ、……更に、最善の努力を尽く

9) 每日新聞1989年6月26日。

10) なお、「剣璽等承継の儀」の「等」とは、御璽と国璽のことを意味している。しかし、御璽についてはともかく、「大日本国璽」と印された国璽を天皇が承継することには、第一に、日本の国名はもはや「大日本國」ではないことからしてもおかしいし、また第二に、國家の印を国家の代表ではなく、単なる象徴でしかない天皇がもつのはふさわしくないことからしても、疑問が存するといえよう。

11) 高橋和之「天皇の国事行為に思う」世界1989年3月号（岩波新書編集部編『昭和の終焉』<1990年、岩波書店>所収）104頁以下は、天皇が「皆さんとともに」と述べたことを問題とし、「このような言い方を許したのでは、憲法の遵守義務について、国民と統治者とは全く異なる立場にあるという大切な観念が、見失われてしまいかねない」と的確にも批判している。

天皇の代替わりと日本国憲法の立場

「ことをお誓い申し上げます」と述べたことによっても、示されている。何故に、「国民一同」が、あるいは「国民一同」の名のもとに竹下首相が天皇に「お誓い申し上げ」なければならないのか、その十分に納得のいく説明は、天皇主権原理からは可能であるとしても、国民主権原理からはできないと思われるのである。

むしろ、日本国憲法の下で国民主権原理を最大限尊重した形で天皇の代替わりを行おうとしたならば、色川大吉が述べているように、「まず主権者たる国民の意思の代表機関である国会の総会を緊急に開いて、新帝践祚の信任を提議することが最優先である。そして信任の議決を経てはじめて新帝を迎える儀式を行う」¹²⁾ というのが、すじというものであろう。ちなみに、1945年12月に憲法研究会が作成した「憲法草案要綱」には、「天皇ノ即位ハ議会ノ承認ヲ経ルモノトス」という項目があった。このような考え方に対しては、皇位が世襲とされていることと矛盾するのではないかという反論がなされ得るかもしれないが、しかし、私見によれば、そのような反論は必ずしも当を得たものではないのである¹³⁾。むしろ、「憲法草案要綱」の考え方の方が、上記のような即位後朝見の儀など以上により日本国憲法の趣旨に合致していると思われるのである。この度の代替わり儀式は、この点においても疑義を残したといってよいであろう。

III 新元号「平成」の決定

1989年1月7日、裕仁天皇が死去したことに伴い、同日に行われたあと一つの重要な行事が新元号「平成」の閣議決定であった（施行は、翌8日から）。これは、形の上では、1979年に制定された元号法を根拠としてなされたが、し

12) 色川大吉「皇位継承の儀式に望む」朝日新聞1988年10月27日（「論壇」掲載）。

13) 「皇位は、世襲のもの」（憲法2条）とは、「その地位に即く資格が、一定の血統——この場合は、従来の天皇の血統（明治皇室典範にいわゆる＜祖宗ノ皇統＞）——に属する者に限られる趣旨」である（宮沢俊義=芦部信喜『全訂日本国憲法』<1978年、日本評論社>56頁）にすぎず、このような世襲の条件や順序は、「国会の議決した皇室典範」によるのであるから、皇室典範をそのように改正すればよいのである。

かし、天皇の代替わりに伴ってなされたこのような新元号の決定についても、日本国憲法の趣旨からすれば、いくつかの問題点があったように思われる。

承知のように、元号は、もともと中国において皇帝が空間とともに時間をも支配すべきものであるという考えに基づいて作られたものであり¹⁴⁾、それを日本が模倣して645年に「大化」という元号を制定したのがはじまりである。つまり、元号の基礎にあるのは、天皇が国民の時間（の呼び方、区切り方）をも支配しようとする考え方であるが、このような考え方には、日本国憲法の国民主権の考え方には、本来になまじないものであるといって差し支えないと思われるのである¹⁵⁾。このことは、元号の使用が国民に対して強制されると否とにかくわらず、言い得ることと思われる。また、元号の使用は、日本国憲法の採用している国際協調主義の精神にも必ずしもそぐわないものと思われる。国際化時代ともいわれている今日、諸外国との交流を密接に図っていく上で、元号表記が百害あって、一利なしであることは、外務省が発行するパスポートには元号が使用されていないで、西暦が使用されることによっても、例証されているといえよう。あるいは、政府は国外と国内とを区別するというのかも知れないが、日本国内にも多くの外国人の滞在・居住を認めざるを得なくなっている今日の段階において、国内においてのみであれ元号を使用し、あるいは使用を要求することは、国際協調主義にそぐわないことになりかねないのである。

ところで、このような元号に関する一般的な憲法問題と並んで、この度の「平成」の決定について、さらに問題とされるべきは、その決定にいたる過程の非民主的性格である。たしかに、今回の新元号に関しては、元号法の下で、

14) 元号についての歴史的考察については、鈴木武樹編『元号を考える』(1977年、現代評論社)所収の藤堂明保、佐藤宗諱、松島栄一らの諸論文、井上清『元号制批判』(1989年、明石書店)、そして瀧川政次郎『元号考證』(1974年、永田書房)、所功『日本の年号』(1977年、雄山閣)等を参照。

15) このような見解に立つ学説として、小林直樹「元号法成立の意味と問題点」法律時報51巻8号14頁、小林孝輔「元号制度と憲法」ジュリスト933号156頁、奥平康弘「国歌・国旗・元号」(奥平康弘=杉原泰雄編『憲法学6』<1977年、有斐閣>)188頁、針生誠吉=横田耕一『国民主権と天皇制』(1983年、法律文化社)等がある。なお、この点についての学説の整理として、大石真「元号制度の諸問題」(横田耕一=江橋崇編『象徴天皇制の構造』<1990年、日本評論社>)259頁がある。

天皇の代替わりと日本国憲法の立場

その制定権者は、かつての天皇から内閣に移ったし、内閣は、「平成」の決定に際しては、いわゆる有識者からなる「元号に関する懇談会」を組織し、その意見を聞くという手続きを一応はとった¹⁶⁾。しかし、だれが「平成」の考案者なのか、あるいは具体的にどのような意見あるいは議論の中から、「平成」が新元号として選ばれたのかという肝心の点については、一般国民は事前にも事後にもほとんどなにも知らされていないのである。このような秘密主義は、日本国憲法下の手続きとしては、少なからず問題を残したものといわざるを得ないであろう。

それにしても、一体、どうしてそうなったのか。その理由は、政府自身が黙して語らないので正確なところは不明であるが、私には、このような秘密主義は、新元号が新天皇の追号にもなるので一定の権威とそれに伴なう秘密をも保たせておかなければならぬと政府当局が考えたであろうと推察されること、元号の決定に際しては明治憲法時代には天皇の事前の聽許がなされていたので今回も国民に発表する前に何らかの形で天皇に知らせておく必要を政府当局が感じたであろうことなどとなんらかの関連があると思われるのである。そして、この点にかかわって、きわめて微妙な発言をしているのが、小淵官房長官（当時）である。同官房長官は、つぎのように述べているのである¹⁷⁾。

「元号の発表手続きについても、色々な声を聞く。新天皇の御署名を経て後、発表すべきではなかったか、という声が自民党の中にもある。／この点については、政府としても許された範囲内で、最大限の努力をしたことをまず申しておかねばならない。／確かに明治、大正時代は、元号は、階下のご聽許を仰いだ。内閣が案を作り、階下がお決めになられた。／ところが、新憲法下では、元号法においても、『元号は政令で定める』とあり、政令は内閣の決定事項である。／しかしこの政令の公布のためには国事行為としての天皇の御署名が必要であり、更に、現実に法的効力を生ずるのは、官報で公布された時点からである。今回の元号を定める政令の場合は『公布の日の翌日から施行』する

16) しかし、この懇談会のメンバーの名前は、事前に発表されてはおらず、1989年1月7日の12時からの政府与党首脳会議後の記者会見の席上ではじめて国民に発表されたものである。

17) 小淵恵三「天皇崩御 緊迫の官邸」文芸春秋1989年3月号190頁以下。

こととなっているので、公布日（1月7日午後3時50分、大蔵省印刷局掲示）の翌日である8日から新元号を使うことになった、とこういうことである。… …いずれにしても、『閣議の決定』から『政令公布のための手続き』『階下の御署名』をいかに速やかに行うか。国民への発表をいかに早く行うか。これは大変苦労したところである。／しかも事柄の重要性に鑑み、発表前に漏れたら大変なことになる……。／政令公布をはやく行うために、上奏書類を持った内閣職員にパトカー先導の車で皇居にむかわせ、その間、閣僚を缶詰めにするなど苦心した。有識者懇談会の方々については、その間一時間半以上拘束状態をお願いし、今更ながら申し訳ない気持ちがしてならない。／そして午後二時三十五分。／新元号発表の記者会見。……」（傍点・引用者）。

この点にかかわって、私が不思議に思うのは、この度の「平成」の決定に際しては、「元号に関する懇談会」でいわゆる有識者の意見を聞いた後で、わざわざ「新元号の原案について協議する」ための「全閣僚会議」が、それも「元号を改める政令を決定する」ための「閣議」に先立って開かれているということである¹⁸⁾。一体どうしてこのような会議がわざわざ開かれたのであろうか。問題は、内閣職員が、「パトカー先導の車」で、皇居に行き、新天皇に新しい元号を知らせたのは、一体いつの時点であったのか、「閣議」の後であったのか、それとも「全閣僚会議」と「閣議」の間であったのかということである。もし前者であったとすれば、わざわざ「全閣僚会議」を開く意味はまったくなかったはずであると思われるが、どうであろうか。もし後者であるとすれば、——そのように解すれば、「閣僚を缶詰め」にし、有識者懇談会の人々を「一時間以上拘束状態」においていた理由が理解できる——「閣議」決定の前に天皇が事前に新元号を知らされていた、あるいは事前の聽許に近い形態がとられていたということになるが、はたしてどうであろうか。このような推測は、小淵官房長官が、前引したように「この点については、政府としても許される範囲内で最大限の努力をした」と述べていることとも、符合するが、どうであろうか¹⁹⁾。

18) 小淵・前掲論文189頁。

19) 横田耕一・前掲書184頁によれば、「昭和天皇が重体に陥ってから、竹下首相は何度か現天皇（当時・皇太子）を訪問しているので、この段階で首相は原案を提示し、現天皇の意見を聞き、〈聽許〉を得ていたのではないかとの噂がある」。もし、これが事

天皇の代替わりと日本国憲法の立場

いずれにしても、このような疑問を持たせるような形で、今回の新元号が決定されたこと自体、日本国憲法下の決定手続きとしては不明瞭と言わざるを得ないであろう。

IV 大葬の礼

1989年2月24日に行われた大葬の礼も、政教分離をはじめとする日本国憲法の基本原理を必ずしも守らないで形でなされたといわざるを得ないであろう²⁰⁾。たしかに、政府宮内庁は、神道形式の皇室行事である「葬場殿の儀」（一般的の本葬）と、国の儀式である「大葬の礼」（一般的の告別式）を一応は区別するかのごとき形態をとり、たとえば、「葬場殿の儀」ではといりつけられていた大真榼と鳥居を、「大葬の礼」ではとりはずしたりした。しかし、「葬場殿の儀」と「大葬の礼」とは同じ新宿御苑で、しかも同じ日の同じ時間の流れのなかで行われたのであり、したがって、たとえば「大葬の礼」に出席しようとした弔問客は「葬場殿の儀」にも出席することを事実上求められ、さらには出席者は、「葬場殿の儀」において天皇が「御誅」を読むあいだ起立することを求められたのである。

財政的にみても、「葬場殿の儀」のための経費と「大葬の礼」のための経費とは（陵墓の建設費用を含めると、93億円にものぼる）明確には区別されてはおらず、いずれも国費から支出されていて、皇室の私費ともいべき内廷費から支出された訳ではなかったのである²¹⁾。しかも、この点にも関連してさらに指摘されるべきは、「葬場殿の儀」が、「公の財産」である新宿御苑²²⁾で行われたということ自体、憲法89条に違反する疑いが強いということである。もち

実ならば、横田の指摘するように、違憲であるだけでなく、元号法にも反することになろう。

20) 天皇の葬儀をめぐる憲法問題については、笹川紀勝『天皇の葬儀』（1988年、新教出版社）参照。

21) これらの経費の問題に関連しては、吉田善明「皇室財政」（横田＝江橋編・前掲書所収）85頁以下参照。

22) 新宿御苑は、かつては皇室苑地であったが、1947年12月27日の閣議決定により、鳥居外苑や京都御苑とともに、国民公園とされ、1971年7月1日以降は、環境庁の所管

ろん、「公の財産」であるからといって、宗教的な団体や目的のために一切使用してはならないというわけではない。たとえば一般市民の葬儀のためにも、あるいはキリスト教徒のキリスト教式の葬儀のためにも同じように平等に新宿御苑が使用できるといふのであれば、必ずしも憲法89条違反ということにはならないであろう。しかし、新宿御苑をそのように一般人の葬儀のために使うことは、おそらくできないであろう。そうであるとすれば、結局は、神道形式の「葬場殿の儀」にだけ新宿御苑の使用を認めることになるのであって、このようなことは、やはり憲法89条の趣旨に抵触することにならざるを得ないのである²³⁾。

「大葬の礼」に関してさらに一言つけ加えて置くべきは、これに、自衛隊が積極的に参加し、しかもきわめて重要な役割を演じたということである。2500人以上の自衛隊員が動員され、と列のみならず、儀じょう、弔砲、そして奏樂を行い、セレモニーとしての「大葬の礼」の不可欠の構成要素を担ったその模様がどのようなものであったかは、たとえば自衛隊の準機関紙ともいいうべき『朝雲』に以下のように詳細に書かれているのである²⁴⁾。

「葬列が皇居正門を出ると同時に、皇居東御苑内に配置の弔砲隊、一特連一大隊の富松忠司大隊長以下五十五人が四門の105ミリりゅう弾砲で弔砲の発射を開始。三十秒間隔で二十一発の砲声が雨空に響き渡った。／皇居正門前には海自の総教空群、三術校混成の百十人の儀じょう隊が篠晴郎総教群首席幕僚の指揮で整列、早田透隊長以下五十人の東音とともに葬列を奉送。山本勝儀じょう隊長の号令で黒い冬服姿の儀じょう隊員は着剣して捧げ銃、音楽隊はエックルト作曲の「哀之極（かなしみのきわみ）」を演奏した。／葬列が進むにつれ、二重橋交差点前では、谷村政次郎横音隊長以下五十人の海自各地方選抜音楽隊

になっている。

23) 宮沢＝芦部・前掲書740頁以下も、「たとえば、国有の建物で宗教儀式（たとえば葬式）を行うことは、その文字通りの意味では、<宗教上の団体>または<宗教上の組織>の<使用、便益若しくは維持のため>とはいがたい点もあるが、一定の宗教的活動に対して便益を与えることにはかならないという意味で、本条にいう<宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため>にその利用に供することになると解すべきである」と述べている。ここで、「国有の建物」を「国有の公園」と言い換えることには、もちろん、なんの問題もないであろう。なお、天皇制と政教分離の関係については、小林孝輔『天皇制と憲法』（1989年、教育社）75頁以下参照。

24) 『朝雲』1989年3月2日号。

天皇の代替わりと日本国憲法の立場

が演奏。このあと葬列は時速十五キロで沿道の市民に見送られつつ進み、国会前、青山通り、外苑西通りを経て新宿御苑正門で陸自・東方音の横井豊隊長以下五十人の奏楽を受け、同十時十五分、葬場殿のある新宿御苑に到着した。／葬場総門前広場までの沿道両側には、水野智之一師団長が総指揮をとる陸自一普連（指揮官・小林正勝連隊長）、三一普連（梅田恒道連隊長）各百五十、海自の自艦隊、横地隊、二術校（木村滋彦自艦隊幕僚）、空自・空教（江沢陽二・二教群司令）各二百、防大（山根寿一学生）八十、防医大（武井定治学生）二十の計八百名のと列隊が約百メートルにわたって整然と並び、葬列の通過に合わせて「拳手」の礼。同時に、新宿御苑内に配置の一特連隊三大隊、佐藤司郎大隊長以下六十五人の隊員による弔砲隊が二十一発の弔砲発射を開始した。／葬列は静かに葬場総門前に到着、陸自三〇二保安中隊の野口泰隆中隊長以下九十人と野中岡洋和隊長以下五十人の中音が着剣・捧げ銃と「哀之極」の演奏で轎車をお迎えした（以下、略）。

「大葬の礼」への自衛隊のこのような係わりを見れば、確かに、『朝雲』が「昭和天皇ご大葬を（自衛隊が）支える」と表現したもの²⁵⁾、理由がない訳ではなかったことが思い知らされるが、しかしこのような自衛隊との係わりは、象徴として政治的に中立たるべきはずの、あるいは憲法99条により憲法尊重擁護義務を負っているはずの天皇が、違憲の存在である自衛隊と癒着したものとして、それ自体、違憲の疑いを免れ難いものと言わざるを得ないであろう。天皇と自衛隊のこのような癒着関係が今後どのような方向に進んで行くのかは、天皇制のあり方にとっても、無視できない重要な問題といえよう²⁶⁾。

V �即位の礼と大嘗祭

天皇の代替わり儀式は、大きく分ければ、践祚、大葬の礼、即位の礼、そし

25) 『朝雲』1989年3月2日号。

26) 天皇（制）と自衛隊との癒着については、笹川紀勝「天皇の葬儀と自衛隊」平和研究14号（1989年）66頁以下、松尾高志「<天皇の軍隊>への飛躍を狙う自衛隊」『検証・天皇報道』（前掲書）54頁以下、および拙稿「自衛隊と象徴天皇制」法学セミナー増刊『天皇制の現在』（1986年）104頁以下参照。

て大嘗祭の四部構成をとるのが、平安時代以来の通例であった。践祚とは別に即位の礼が行われるようになったのがなに故にかは必ずしも明らかではないが、死のけがれを嫌う日本では、正式の即位の儀式は先帝の大葬の礼を済ませた後で行うべきだという考え方方が強く働いたということが²⁷⁾、あるいはそれなりにあったのかも知れない。いずれにしても、明治憲法時代の皇室典範も、このような従来の慣例を踏襲して、践祚とは別に即位の礼と大嘗祭を行う旨を11条において規定していた。これに対して、現行の皇室典範は、即位の礼については、22条において規定しているが、大嘗祭については、なんらの規定もおいていない。その理由は、剣璽渡御の儀の場合と同じように大嘗祭は宗教的儀式そのものであり、従ってこれを国の儀式として行うことは憲法の政教分離原則に違反すると考えられたからであり²⁸⁾、そうである以上は、この度の代替わりに際しても、皇室の私的な儀式としてならばともかく、少なくとも國の公的な儀式として大嘗祭を行うことは憲法に抵触してできないというべきであろう。

(1) 即位の礼の問題点

もっとも、留意されるべきは、即位の礼についても、決して疑問がないわけではないということである。これは、たしかに現行の皇室典範で認められた儀式であるが、問題は、その内容である。かつて明治憲法時代においてそうであったように、天皇が現人神であり、かつ統治権の総攬者であることを内外に宣言する儀式とならないかどうかは、十分に監視することが必要であろう。この点に関連して第一に確認されるべきは、かつての登極令の下では、即位の礼と

27) 赤松俊輔=稻葉暁=西島建男『天皇論を読む』(1989年、朝日新聞社) 10頁。

28) 第91帝国議会貴族院皇室典範案特別委員会議事速記録第2号(1946年12月17日) 6頁で、金森国務大臣は、大嘗祭を皇室典範に規定しなかった理由をつぎのように述べている。「即位の礼と大嘗祭は、程度の差はありますが、固より或思想を以って今迄一貫されて居ったものであらうと考えてあります。けれども今後の合理的なる政治の面におきましては、信仰に關係のない部面だけを採入れるということにして大体の規定を皇室典範に織込みまして、信仰的なる部分のことは國の制度の外に置くと云ふ考になつて居ります。従つてそれは制度自身の上から見ますすると、矢張り外に出てしまふことになりますて、恐らくは皇室の御儀式として、皇室内部の御儀式として続行せられて行くことであろうと想像を致して居ります」。

して、「賢所大前ノ儀」とか、「紫宸殿ノ儀」などが行われたが、要するに前者は天照大神に即位を告げる儀式であり、また後者は天皇が改めて臣民に即位を宣告し、忠誠を誓わせる儀式であったということである。前者を日本国憲法の下で公的な儀式として行うことは、もちろん認められないところであるが、「紫宸殿ノ儀」に代わる儀式として予定されている「正殿の儀」においても、儀式の内容がはたして明治憲法下とは異なって日本国憲法の国民主権原理を十分に踏まえたものになるかどうかは、十分な警戒が必要と思われるのである。この点で問題とされるべきは、「正殿の儀」のいわばクライマックスの場面で、外国からの多くの賓客を前にして、首相の発声で「天皇陛下万歳」が三唱される予定となっていることである。明治憲法下で行われたこのような儀式を踏襲することが日本国憲法の国民主権原理や国際協調主義にふさわしいかどうか、少なからず疑問というべきであろう。第二に、かつての登極令によれば、「紫宸殿ノ儀」のなかには「天皇高御座北階ヨリ昇御侍従剣璽ヲ御帳中ノ案上ニ奉安シ御笏ヲ供ス」という儀式があり、ここでも剣璽が登場するものとされていた。今秋の即位の礼でも、このような形で剣璽が登場することが明らかにされているが、しかし、国事行為としての即位の礼の儀式のなかでこのように剣璽が登場することは、剣璽等承継の儀の場合と同様に違憲のそしりを免れ得ないであろう。

第三に、即位の礼に際しては、伝統的に「高御座」が用いられてきたが、この度の即位の礼にもそれを使用するために、京都御所にあるものをわざわざ分解して、しかも自衛隊が東京間まで輸送したと、新聞は伝えている²⁹⁾。ここにも、天皇（の代替わり儀式）と自衛隊の結びつきを垣間見ざるを得ないが³⁰⁾、問題は、そのことと並んで、このように運ばれてきた「高御座」で新天皇が即位を宣言することに、いかなる意味が込められているのかということである。この点、たとえば折口信夫は、つぎのように述べている。「高御座とは、天上

29) 朝日新聞1990年5月30日。

30) 朝日新聞1990年9月20日の報ずるところによれば、即位の礼にも、自衛隊は、儀杖、と列、さらには「天皇陛下万歳」と合せての礼砲などの形で参加するという。ここには、大葬の礼への自衛隊の参加について述べたのと同様の憲法上の疑義が存するといえよう。

の日神の居られる場所と、同一な高い場所という意味である。……御即位の時に昇られる高御座は、何を意味するかといへば、……天が下の神秘な場所、天上と同一の価値を持って居る場所、という意味である。……高御座で下される詞は、天上のそれと全く同一となる。だから、地上は天上になる。天子様は、天上の神となる」³¹⁾。

もし新天皇が「高御座」で即位を宣言することにこのような意味合い込められているとしたならば、それは、明らかに国民主権下の象徴天皇制とは相容れないものとならざるを得ないであろう。即位の礼についても、注意を喚起せざるを得ないゆえんである³²⁾。

(2) 大嘗祭の性格

そこで、つぎに、大嘗祭についてであるが、これについては、大嘗祭の起源はいつの時代にさかのぼるのか、大嘗祭と新嘗祭の相違はどこにあるのか、大嘗祭の祭神はなになのか、大嘗祭の儀式の式次第は正確にはどのようなものか、つまりところ、大嘗祭の本質はなになのか、について不明な点がいろいろとありすぎるようと思われる。そうであるとすれば、なによりもまず必要なことは、大嘗祭の式次第を子細もらさず国民の前に明らかにすることであろう。にもかかわらず、その点を明らかにすることなく、大嘗祭をいわば「秘儀」として行おうとする点に、まず基本的な問題が存しているといえよう³³⁾。

ところで、大嘗祭については、これを行わない天皇は「半帝」でしかないとする考え方があつてあったといわれるが³⁴⁾、しかし大嘗祭が新嘗祭と区別され

31) 折口信夫「大嘗祭の本義」折口信夫全集第3巻(1966年、中央公論社)204頁。

32) なお、即位の礼の問題点については、横田耕一「国民と天皇」法学セミナー1990年4月号88頁以下、笹川紀勝「即位の礼と大嘗祭」(横田耕一・江橋崇編・前掲書193頁以下、森英樹『憲法検証一天皇・安保・政党法』(1990年、花伝社)72頁以下および戸村政博『即位礼と大嘗祭を読む』(1990年、日本キリスト教団出版局)42頁以下など参照。

33) 政府当局(石原副官房長官)は、「公金を支出するなら、大嘗祭のテレビ中継などは可能か」との記者団からの質問に対し、「大嘗祭には秘儀という部分があり、オープンするにはふさわしくないものもある」と述べているが(朝日新聞1989年12月22日),大嘗祭がなに故に「秘儀」なのか、その理由を具体的に明らかにすべきであろう。

34) 鎌倉時代の仲恭天皇は、四歳で、即位式をあげたが、大嘗祭をあげないで後堀河天

天皇の代替わりと日本国憲法の立場

て行われるようになったのは、天武天皇（673年）または持統天皇（690年）以降であるといわれているし³⁵⁾、また承知のように1466年後土御門天皇が行ってから、1687年に東山天皇が行うまでの約220年余りの間は大嘗祭は一切行われていないのである。この点からしても、大嘗祭は天皇の即位に不可欠な儀式ということはできないであろう。大嘗祭と新嘗祭との関係についても、両者の本質的同一性を強調する見解と異質性を強調する見解が分かれているし³⁶⁾、また大嘗祭の祭神についても、①天神地祇、②天神地祇と天皇、③天照大神、④天照大神と天神地祇、⑤天神と地祇といった諸説が分かれている³⁷⁾。さらにはこれらの点とも関わって、大嘗祭の本質を結局の所どのように解するかについても大きく分けて二つほどの相異なった考え方がなされてきているのである。

その一つは、大嘗祭は、新天皇が神靈を身につける、あるいは神と一体化するための儀式であるとする考え方であるが、このような考え方を明らかにしたのが、承知のように折口信夫である。折口は、つぎのように述べている。「昔は、天子様の御身体は、魂の容れ物である、と考へられて居た。天子様の御身体の事をすめみまのみことと申し上げて居た。……此のすめみまの命である御身体即、肉体は、生死があるが、此肉体を充たす処の魂は、終始一貫して不変である。故に、譬ひ、肉体は変わっても、此魂が這入ると、全く同一な天子様になる。」「古代日本の考へ方によれば、血統上では、先帝から今上天皇が、皇位を継承した事になるが、信仰上からは、先帝も今上も皆同一で、等しく天照大神の御孫で居られる。御身体は御一代毎に変わるが、魂は不変である。すめ

皇に譲位したため、「半帝」とよばれたといわれる（村上重良『天皇制国家と宗教』<1986年、日本評論社>188頁）。

35) 『帝室制度史第四卷』（前掲書）120頁、および岡田精司「大王就任儀礼の原型とその展開」（岩井忠熊=岡田精司編『天皇代替り儀式の歴史的展開』<1989年、柏書房>）9頁以下参照。

36) 例えば、田中初夫『践祚大嘗祭』（1975年、木耳社）274頁は、「その根本義においては、両者に区別なく、全く同一の本質をもっている」としているが、これに対して、高森明勅『天皇と民の大嘗祭』（1990年、展軒社）112頁は、「新嘗祭は、原則として天皇と民の関係性にかかはらない。一方、大嘗祭では、天皇と民の関係性こそが、祭りの主軸である」と述べ、両者の「対照性」を強調している。

37) 田中初男・前掲書149頁参照。また、真弓常忠『大嘗祭の世界』（1989年、学生社）125頁以下参照。

みまの命という詞は、決して、天照大神の末の子孫の方々という意味ではなく、御孫という事である。……此重大な復活鎮魂が、毎年繰り返されるので、神今食・新嘗祭にも、禱が設けられたりする事になる。大嘗祭と同一な様式で設けられる。復活を完全にせられる為である。日本紀の神代の巻を見ると、此布団の事を、真床襲衣と申して居る。彼のにぎにぎの尊が天降りせられる時には、此を被って居られた。此真床襲衣こそ、大嘗祭の禱衣を考へるよですがともなり、皇太子の物忌みの生活を考へるよですがともなる。物忌みの期間中、外の目を避けるためにかぶるものが、真床襲衣である。此を取り除いたときに、完全な天子様となるのである」³⁸⁾。

大嘗祭の本質をこのように捉える見解は、第二次大戦前においては、文部省の発行した教科書においても採られていた。1943年に発行された『初等科修身四』では、つぎのように書かれていたのである。「大嘗祭は、わが国でいちばん尊い、いちばん大切な御祭であります。御一代に御一度、神代そのままに、かうがうしいこの御祭をあそばされるのは、實にわが大日本が、神の国であるからであります。……これこそ、實に大神と天皇とが御一体におなりあそばず御神事であって、わが大日本が神の国であることを明らかにするもの、と申さなければなりません」³⁹⁾。

このような見解は、今日においても決して少なくないが⁴⁰⁾、他方では、これとは異なり、大嘗祭の本質を新天皇と神との共食に求める見解も少なからず唱えられてきた。たとえば明治政府が明治天皇の即位に際して行った大嘗会の「告諭」では、つぎのようく述べられていた。「大嘗会ノ儀ハ、天孫瓊瓈杵尊降臨ノ時、天祖天照大御神詔シテ豊葦原瑞穂國ハ吾御子ノ所知国ト封シ玉ヒ、及斎庭ノ穗ヲ授ケ玉ヒシヨリ、天祖日向高千穂宮ニ天降マシキ、始テ其稻種ヲ蒔テ新穀ヲ聞食ス。是レ大嘗・新嘗ノ起源也。……御即位繼体ノ初、殊ニ大嘗ノ大儀ヲ行ヒ玉フコトハ、新帝更ニ斯国ヲ所知食シ、天祖ノ封ヲ受ケ玉フ所以ノ

38) 斎口信夫・前掲論文193頁以下。

39) 文部省『初等科修身四』(1943年、日本書籍) 83頁以下。

40) たとえば、鳥越憲三郎=有坂隆道=鳥田竜雄編著『大嘗祭史料一鉢萬家文書』(1990年、柏書房) 187頁、瀧川政次郎『律令と大嘗祭』(1988年、国書刊行会) 43頁、真弓常忠・前掲書155頁など。

天皇の代替わりと日本国憲法の立場

御大礼ニシテテ、至尊御神、天祖、天神地祇ヲ饗祀マシタ々、辰日至尊高御座ニ御シテ新穀ノ饗饌ヲ聞食シ、即チ酒饌ヲ百官群臣ニ賜フ」⁴¹⁾。また、伊藤博文は、『皇室典範義解』のなかでつぎのように述べていた。「大嘗祭ハ神武天皇元年以来歴代相因テ大典トハセラレタリ蓋天皇位ニ即キ天祖及天神地祇を請餐セラルノ礼ニシテ一世ニ一タヒ行ハル者ナリ」⁴²⁾。1989年12月21日に政府が閣議決定した『即位の礼』の挙行についてで、次のように述べられているのも、このような捉え方の延長線上にあるものといえよう。「大嘗祭は、稻作農業を中心とした我が国の社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、天皇が即位の後、初めて、大嘗宮において、新穀を皇祖及び天神地祇にお供えになって、みずからもお召し上がりになり、皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊饒などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊饒などを祈念される儀式である」⁴³⁾。

(3) 大嘗祭への公金支出の違憲性

大嘗祭の本質については、このように相対立する見解が唱えられており、いずれが妥当なものであるかは、現在の時点では、私には、明確には判断できないと言わざるを得ないが⁴⁴⁾、ただ、それにもかかわらず断言できることは、い

41) 遠山茂樹校注『日本近代思想大系2 天皇と華族』(1988年、岩波書店) 13頁。

42) 伊藤博文『帝国憲法皇室典範義解』(国家学会刊、1889年) 158頁。なお、『帝室制度史第4卷』(前掲書) 118頁も、同旨。

43) 朝日新聞1989年12月21日。

44) 大嘗祭の本質を考える上で重要な要素をなすのは、いうまでもなく第一には、悠紀・主基の斎田からとれた新穀などを天皇が神と共に食するという儀式をどう捉えるかであります。第二は、悠紀殿・主基殿の内陣に「寝座」が設けられ、そこには「坂枕」と「御衾」が置かれていることをどのように解釈するかであり、そして第三には、この深夜の「秘儀」に「采女」が加わっていることをどのように解釈するかである。たとえば、第一の点とも関連して、大嘗祭が「もっぱら地方在住の民の奉仕を主体とする祭儀」であった点を強調するのが、高森明勅・前掲書であるが、たしかに大嘗祭と常民との関わりはかつて柳田国男などによっても説かれたが(同「大嘗宮の御儀」『定本柳田国男集別巻第2』<1964年、筑摩書房> 184頁以下収録、なお柳田国男の大嘗祭論については、赤坂憲雄「大嘗祭と柳田国男」世界1990年7月号268頁以下参照)、しかし大嘗祭の儀式のこの側面は、「民の奉仕」というよりは、むしろ新天皇による人民の統合あるいは支配を宣言するための象徴的儀式としての意味をより本質的には有していたと思われる所以である。この点、岡田精司・前掲論文37頁が、「悠記・主基

ずれの見解を採るにしても、大嘗祭は神との密接不可分の関わりにおいて行われる儀式であり、その意味ですぐれて宗教的な性格を帯びているということである。従って、このような儀式を國の公的行事としておこなうことは、日本国憲法の政教分離原則に抵触せざるを得ないことは、当然であろう。この点、上引の閣議決定が、大嘗祭に宗教的な性格があることを認め、「これを「國事行為として行うことは困難である」と述べていることは、妥当であるが、同時に以下のように述べて、大嘗祭への公金支出（22億4900万円）を正当化している点

は、天皇の統治する國土=ヲスクニを象徴的に代表する地域として両國の國郡を定め、そこの斎田から奉った稻米によって製した酒飯を神に扮した天皇が食べることによって國土統治権が確認されるのである。その対象が律令制による國郡であることからしても、律令的國土支配に対応した祭祀儀礼ということができよう」と述べているのが留意されよう。なお、悠紀・主基という呼称の由来については、田中初男・前掲書339頁以下、および平野孝国『大嘗祭の構造』（1986年、ペリカン社）154頁以下参照。

また、第二の点は、大嘗祭の本質を単に新天皇と神との共食にのみ求める見解からは、解明がかなり困難な事柄であるといってよいと思われる。この点、たとえば岡田莊司「大嘗祭—<真床追衾>論と寝座の意味」國學院雑誌1989年12月号1頁以下は、折口信夫の「真床追衾」論を批判する観点から、天皇が寝座に臥すことを示す記録は歴史的に存在しないと述べ、にもかかわらず寝座がわざわざ置かれていることの意味は、「寝座が神座である以上、迎えられた大神が休まれると見立てられた座であったことは動かないであろう」（16頁）としているが（なお、朝日新聞1990年3月29日参照）、しかしこのような説明は、必ずしも説得的とはいえないようと思われる。天照大神が休むだけのために寝座が設けられたとすることの積極的な証拠も必ずしもこの論文では提示されていないからである。それだけではない。私見によれば、共食説からは、なに故に内陣の中央部を占める形で「寝座」が大きく置かれ、共食のための「御座」や「短帖」が内陣の脇に小さく置かれているかを説明することも困難ではないかと思われる。さらには、大嘗祭をわざわざ「秘儀」としなければならない理由も、共食説からは必ずしも出てこないのでないかと思われる。共食そのものには、特に「秘儀」としなければならない儀式内容は存在しないのではないかと思われるからである。

なお、第二の点や第三の点とも合わせ関連させながら、大嘗祭に「聖婚」としての意味合いを読みとろうとするのが、西郷信綱『古事記研究』（1973年、未来社）170頁以下や山折哲雄『大嘗祭と天皇制』法学セミナー増刊『これからの天皇制』（1985年、日本評論社）181頁である。たとえば、西郷信綱は、「ほとんど論理的にも、聖婚をぬきにして君主の新任式は考えにくい」と述べているし、また山折哲雄は、聖婚の考え方方は折口信夫にも見られたとしてつぎのように云う。「というのもかれ（=折口信夫）は、廻立殿での御湯殿の行事において、天皇の一切の御用を勤めるのが巫女（処女）であったといっているからである。すなわち湯の中で天羽衣を脱がせるのがこの処女の仕事であり、そのとき天皇は神格を得て自由になり、性欲も解放されて、女に

天皇の代替わりと日本国憲法の立場

は、日本国憲法の立場からは、到底納得できないと言わざるを得ないのである。「大嘗祭は、……皇位が世襲であることに伴う、一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式であるから、皇位の世襲制をとる我が国の憲法の下においては、その儀式に関心を持ち、その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然と考えられる。その意味において、大嘗祭は、公的性格があり、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することが相当であると考える」。

これでは、日本国憲法の基本原則である国民主権や政教分離は、「伝統的皇位継承儀式」の名の下にいとも簡単に踏みにじられてしまうこととならざるを得ないであろう。なるほど、日本国憲法が「皇位の世襲制」をとることは間違いないが、しかし、具体的にどのような形式で皇位の継承を行うかは、日本国憲法の基本原則を十分に踏まえて決定されるべきであって、その点を無視して「大嘗祭は一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式」であるから「公的性格」をもったものとして行うすることは、論理の飛躍も甚だしいというべきであろう。確かに日本国憲法自体は皇位継承の具体的な儀式については特に定めていないが、その点について定めている皇室典範が「即位の礼」については明記しているにもかかわらず、大嘗祭についてはなんら規定していないことの法的意味については、既に述べた通りである。

触れることを許されたのだといつてるのである（＜大嘗祭の本義＞）。この御湯殿行事の記憶を悠紀・主基両殿の寝所に重ね合わせてみると、寝具の秘儀が巫女を介しておこなわれる聖婚の儀でもあったいきさつが浮かび上がってはこないであろうか。現に、天皇の寝所である＜室＞には、その南枕の両脇に采女の座が設けられており、寝所における深夜の秘事の一切の御用を勤める女性の存在が、色濃くただよっていることがわかるのである。ちなみに、吉本階明「天皇および天皇制について」『國家の思想』（戦後日本思想大系5巻）（1969年、筑摩書房）17頁は、つぎのようにいっている。「（大嘗祭の）もう一つの本質は、天皇が式殿の寝具にくるまって横たわるという行為が＜性＞的な祭儀行為であり、いわば象徴的に＜性＞行為の模倣を意味しているということである。この祭儀行為で天皇の＜性＞的な相手は、かれらが祖靈とかんがえているものまたはその現世的な代理（巫女）である。農民ではこれは田神であるが、天皇では穀靈であるとともに、宗教的な祖靈である。この宗教的な秘儀によって、天皇はいわば宗教的な権威を世襲することになる」（なお、同『共同幻想論』（1968年、河出書房）127頁以下参照）。

大嘗祭の本質について、このように見解が分かれるのも、終局のところそれが「秘儀」として行われているからである。本文中でも述べたように、まず必要なことは、大嘗祭の儀式内容の一部始終を国民の前に明らかにすることであろう。

ちなみに、政府当局者（多田首席内閣参事官）は、宗教的性格をもった大嘗祭に公金を支出することは特定の宗教を援助、助長することになるのではないかとの疑問に対して、つぎのように答えている。「大嘗祭に宗教的意義を認めて援助するわけではない。たとえば東大寺の仏像（の改修）でも、仏像は宗教的なものだが、文化財としての側面に注目して公金を支出している。これと性格は同じではないが、大嘗祭の公的側面に着目して公金を支出するということだ」⁴⁵⁾。しかし、このような説明にも、明らかに論理の飛躍があると言わざるを得ないであろう。なぜならば、そもそも大嘗祭に「公的側面」を認めること自体に憲法上疑義が存するのであって、その点を無視して、大嘗祭に「公的側面」があることを前提とした議論を開展することは土台筋が通らないからである。東大寺の仏像との対比でいえば、そもそも東大寺の仏像が「文化財」として認定されるか否かの問題が公金支出の前提としてあるのであって、その点を無視してやみくもに公金を支出しているわけでは決してないのである。

なお、政府が、このような見解を打ち出すについては、津地鎮祭最高裁判決を「参考にしたり、念頭に置いていたのは確か」とされるが⁴⁶⁾、しかし、津地鎮祭最高裁判決については、それ自体憲法上重大な疑問が存するのみならず⁴⁷⁾、仮に同判決の「目的効果」論を認めたとしても、それを大嘗祭にも及ぼし、大嘗祭への公金支出を正当化することは到底できないと思われるのである。なぜならば、大嘗祭は、前述したように新天皇と神との一体化あるいは新天皇と神との共食という、それ自体すぐれて宗教的性格を行うことにその主たる目的があるのであって、世俗的な目的をもったものではないからである⁴⁸⁾。皇位継承のための世俗的儀式としては、即位の礼が別に行われることからしても、そのことは明らかであるといってよいであろう。また、大嘗祭の効果についても、これが国家神道を援助・助長するものであることは、多言を要しないであろ

45) 朝日新聞1989年12月22日。

46) 朝日新聞1989年12月22日。

47) この点については、とりあえず山内敏弘=古川純『憲法の現況と展望』（1989年、北樹出版）126頁以下参照。

48) ちなみに、内閣大礼記録編纂委員会編『昭和大礼要録』（1931年）260頁は、大嘗祭を「最大神事」と規定している。

う。それは、その巨額の財政支出の点から言い得るのみならず、政治的にも言い得るところであろう。大嘗祭は、神道による天皇の権威付けと同時に、天皇による神道の権威付けという二重の効果をもたらすのである。このような効果を伴う大嘗祭に公金を支出することは、日本国憲法の20条及び89条に照らして断じて認められないと言わなければならないのである。

VI むすびにかえて

以上、天皇の代替わりに伴うさまざまな儀式が日本国憲法との関連でどのように評価されるべきかについて、私なりの観点から検討を加えてきた。本稿を終えるにあたって、最後にごく簡単に指摘しておくべきことは、このように憲法上は重大な疑義があるにもかかわらず、これら天皇の代替わり儀式に対する一般の批判は必ずしも強いわけではなく、逆に天皇の代替わりに関連している「自粛ムード」が見られ、さらには前述したようなテロ行為がなされたことを、一体どのように考えたらよいのかということである。問題は、結局のところ、日本の民衆にとって天皇（制）とはいかなる意味を持っているのか、あるいは「われらの内なる天皇（制）」を一体どのように捉えたらよいのかということに関わっているが、冒頭に述べたように、この問題について、ここで明確な解答を出すことは、残念ながらできない。

ただ、それにもかかわらず、あえて一言触れておくべきは、たとえば「自粛ムード」に関連して評論家の赤塚行雄が述べたつぎのような認識についてである。「日本の社会は、『船社会』です。左右にいくら揺れても帆柱のあたり、つまり天皇制は揺るぎがない。日本人は天皇の問題になると、一歩譲ってしまう」⁴⁹⁾。あるいはまた、西部邁のつぎのような認識についてである。「私たち自身が、自分たちのアイデンティティを探すそのプロセスの重要なハードルとして天皇という問題があるんだということを、それぐらいのことを理解しなければ、私たちはほんとうのガキになってしまう」⁵⁰⁾。もちろん、赤塚や西部のこ

49) 『ルポ自粛 東京の150日』(前掲書) 65頁。

50) 『どうする？ どうなる？ 90年代日本』(1990年、テレビ朝日) 224頁。

のような認識はなにも彼等の独創というわけではなく、たとえば、三島由紀夫が、かつて『文化防衛論』の中で、「天皇という絶対的媒介なしには、詩と政治とは、完全な対立状態に陥るか、政治による詩的領土の並存に終わるしかない（い）」、「文化上のいかなる反逆もいかなる卑俗も、ついにくみやび」の中に包括され、そこに文化の全体性がのこりなく示現し、文化概念としての天皇が成立する、というのが、日本の文化史の大綱である⁵¹⁾と述べたことと、また、日本国憲法の制定段階で、金森徳次郎が、「天皇と国民一般とは如何なる関係にあるかと云えば、……我々の心の奥深く根を張って居る所の天皇との繋がりの心と云ふものが基礎になって、日本国民の統合が出来て居ります。これによって天皇を憧れの中心として、それを基礎として我が國体が出来て居る」⁵²⁾と説明したこととも、少なからざる関連を有しているのである。さらに、さかのばれば、これらの認識は、明治期に福沢諭吉が『帝室論』の中でつぎのように述べたことのバリエーションであるとも、言い得ないことはないと思われるのである。「我帝室は日本人民の精神を収攬するの中心なり。其功德至大なりと云ふ可し。国会の政府は二様の政党相争ふて、火の如く水の如く、盛夏の如く嚴冬の如くならんと雖ども、帝室は独り万年の春にして、人民これを仰げば悠然として和氣を催す可し。国会の政府より頒布する法令は、其冷なること水の如く、其情の薄きこと紙の如くなりと雖も、帝室の恩徳は其甘きこと飴の如くして、人民これを仰げば以て其懼を解くべし」⁵³⁾。

それにしても、日本が天皇を帆柱とする船社会であるとする見解が現状認識として少なからず当たっている側面があるとしても⁵⁴⁾、一体、どうして天皇がそうでなければならないのであろうか。あるいはまた、日本人としてのアイデンティティを確保することが、仮に国際化時代の今日においてなお必要であ

51) 三島由紀夫『文化防衛論』（1969年、新潮社）58頁以下参照。

52) 清水伸編『逐条日本国憲法審議録第一巻』（1962年、有斐閣）503頁。

53) 『福沢諭吉全集第5巻』（1959年、岩波書店）265頁。

54) ただし、留意されるべきは、最近の世論調査においても象徴天皇制に対する国民の支持率はかなり高いが、その中にはいわゆる無関心層も決して少なくなく（約30%強）存在しているということである（これについては、拙稿「象徴天皇制—国民の憲法意識を問い合わせる」法学セミナー1990年1月号26頁参照）。この点は、象徴天皇制の将来を考える上でも、見落とし得ないポイントであろう。

天皇の代替わりと日本国憲法の立場

るとしても、「日本人民の精神を収攬するの中心」に何故に天皇（制）が存在していなければならぬのであろうか。その理由は、少なくとも私には、不明と言わざるを得ないのである。もちろん、私は、ここでただちに天皇制の廃止論を展開しようとするつもりはない。象徴天皇制そのものは日本国憲法下の制度として認め得たとしても、その天皇制が、私達が他ならぬ日本人であるということの究極の共通基軸となることを、私は、否認したいと考えるのである。一人の市民と別のもう一人の市民と共に日本人として結び付ける紐帶のぎりぎりの結節点に天皇制が存在することを、私は、認めることができないのである。なぜならば、そのような結節点に存在すべきものは、明治憲法時代ならばいざ知らず、今日においては日本国憲法の基本的価値原理（＝國民主権・人権尊重・平和主義）を指いて他には有り得ないと思われるからである。このたびの天皇の代替わりは、日本国憲法の基本的価値原理が日本の民衆にとって果たしてそのような意味での結節点になり得るか否かという問題を改めて私たちに提示しているようにも思われる所以である。